

令和8年5月29日

資料3

個人住民税の基礎控除等について

自治税務局市町村税課

- 1. 令和8年度税制改正大綱 ……P.3
- 2. 個人住民税の基礎控除・非課税限度額等の概要 ……P.5
- 3. 令和7年度・令和8年度税制改正 ……P.20

1. 令和8年度税制改正大綱

令和8年度税制改正大綱(令和7年12月19日 自由民主党・日本維新の会)(抜粋)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

1. 物価高への対応

(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

2. 個人住民税の基礎控除・非課税限度額等の概要

基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャープ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48 ※1
3～6	最高 43 ※2	〃
7	〃	最高 95 ※3
8	〃	最高 104 ※4

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(=現行の個人住民税制度の創設)。

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で逓減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が逓減(例：給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

※4 収入に応じ控除額が逓減(例：給与収入665万円相当以下の場合は、最高104万円)。

基礎控除の沿革(昭和36～50年)

適用年	個人住民税	所得税	個人住民税における改正の考え方
～昭和36	(所得税と同様)	9万円	課税標準は <u>所得税(所得税額、課税総所得金額等)と同一</u> 。
基礎控除(地方税独自)の創設			
37	9万円	10万円	所得課税の方式をとりつつ、 <u>所得税の影響を遮断できるよう地方税独自で基礎控除額を設定(現行の個人住民税制度の創設)</u> 。
38	↓	11万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
39	↓	12万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
40	↓	13万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
41	10万円	14万円	(前年の所得税の引上げや)基礎控除額について <u>創設以来据え置かれていること</u> などを踏まえ、 <u>個人住民税も1万円引上げ</u> 。
42	↓	15万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
43	11万円	16万円	○ <u>国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、住民税の納税義務者数の推移並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。
44	12万円	17万円	○所得税の課税最低限の考慮にあたっては、 <u>前年における所得税の引上げ額等を考慮要素として勘案</u> 。
45	13万円	18万円	(参考)「昭和43年度の税制改正に関する答申」(昭和42年)において、「 <u>住民税の課税最低限を夫婦及び子3人の給与所得者について10万円程度引き上げることを目途として、昭和42年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ1万円引き上げる</u> 」としている。
46	14万円	20万円	
47	15万円	↓	
48	16万円	21万円	<u>国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、住民税の納税義務者数の推移並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。
49	18万円	24万円	
50	19万円	26万円	

基礎控除の沿革(昭和52年～)

適用年	個人住民税	所得税	個人住民税における改正の考え方
昭和52	20万円	29万円	<p>○国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、<u>低所得者層の税負担への配慮並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u>しつつ引上げ。</p> <p>○昭和52年における所得税の引上げ額(+3万円)等を考慮要素として勘案。</p> <p>(参考)「昭和52年度の税制改正に関する答申」(昭和52年1月)において、「<u>とくに住民税については、所得税と異なり、地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという性格にかんがみ、その課税最低限の引上げは慎重に検討する必要があると考える</u>」としている。</p>
54	21万円	↓	
55	22万円	↓	
59	26万円	33万円	<u>昭和55年度以来据え置かれていること</u> を踏まえ、国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、 <u>低所得者層の税負担への配慮並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。
63	28万円	↓	<u>所得割の税負担水準の変化等(最低税率:4.5%→5%に引上げ)に伴う負担調整のため</u> 引上げ。
平成元	↓	35万円	—
2	30万円	↓	<u>税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点</u> から、中低所得者の負担軽減のため引上げ。
3	31万円	↓	当時の著しい地価高騰及び相当程度の増収額が見込まれたことを背景に、固定資産税の土地の評価替えによる税負担の増加を勘案して引上げ。
7	33万円	38万円	<u>少額納税者層に対する消費税率の引上げに伴う負担増への配慮</u> から、ある程度引き上げることやむを得ないとして引上げ(平成6年12月改正法公布)。
令和2	↓	最高48万円	—
3	最高43万円	↓	<u>給与所得控除・公的年金等控除の一部(10万円)を基礎控除に振替え</u> 。
7	↓	最高95万円	—
8	↓	最高104万円	—

○ 個人住民税の非課税限度額制度は、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつも、低所得者層の負担に考慮した制度。(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)

◆ 均等割・所得割の非課税限度額

	所得割(昭和56年度創設)	均等割 (昭和51年度創設)
創設経緯	課税最低限を考慮した当分間の措置(附則)	均等割の税率引上げに伴う措置 (本則)
規定方法	全国一律(地方税法で規定)	各市区町村で異なる (条例で規定)
非課税限度額 (単身者の場合)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現行</p> <p><u>110万円</u></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>給与所得控除 +9万円</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>R8改正後</p> <p><u>119万円</u></p> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現行</p> <p><u>110万円</u></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>給与所得控除 +9万円</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>R8改正後</p> <p><u>119万円</u></p> </div> </div>

◆ 非課税限度額の基準(給与所得者の場合)

$$\text{給与収入} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{所得割}} \text{ 又は } \boxed{\text{均等割}} + \text{給与所得控除額}$$

$\boxed{\text{基本額}} = 35\text{万円}$
 $\boxed{\text{所得割}} = 42\text{万円}$
 $\boxed{\text{均等割}} = 31\text{万円}$

※均等割、所得割いずれも単身者は10万円

個人住民税における世帯毎の非課税ライン

未定稿

(単位:万円)

<令和9年度分>	単身	夫婦のみ 片働き	夫婦 子1人 (5歳) 片働き	夫婦 子2人 (10歳、4歳) 片働き	夫婦 子1人 (18歳) 片働き	夫婦 子2人 (22歳、18歳) 片働き
課税最低限 (社会保険料控除除き)	117	150	150	150	183	231.4
課税最低限	137.6	176.5	176.5	176.5	215.3	294.5
非課税限度額	119	186	221.4	271.4	221.4	271.4

※課税最低限又は非課税限度額のうち、大きい方を着色している。
 ※本人の収入は給与収入のみであり、標準的な社会保険料の支払いがあるものとする。
 ※配偶者は本人と生計を一にする合計所得金額62万円以下の配偶者。
 ※子は本人と生計を一にする合計所得金額62万円以下の親族。

所得割に係る非課税限度額(基本額、加算額)の推移①

未定稿

年度	所得割非課税限度額 (総所得金額等)		基礎控除 (住民税)	基礎控除 (所得税)	非課税限度額における改正の考え方
	基本額	加算額			
昭和55年			22万円	29万円	
昭和56年 (制度創設)	27万円 × n		↓	↓	国民生活水準等との関連で、特に低所得者層の税負担について配慮を加える必要があると認められることから、一定の所得金額以下の者について所得割を課さないこととする措置を創設。
57年	↓	+9万円	↓	↓	生活保護基準額の上昇によって非課税限度額と同程度に接近していることから、最小限の調整を図るため単身者を除いて更に加算額を引上げ。 ※生活保護基準額との逆転は生じていなかった。
59年	29万円 × n	↓	26万円	33万円	基礎控除額等の引上げにより課税最低限の引上げが行われたが、 引上げ後においても生活保護基準額を下回る状況。 仮に生活保護基準額を上回る課税最低限の引上げを行うと基礎控除額等を少なくとも27万円まで引き上げる必要があるため、 基本額を引上げ。
61年	31万円 × n	↓	↓	↓	非課税限度額を据え置くと生活保護基準額を下回るが、仮に生活保護基準額を上回る課税最低限の引上げを行おうとすると基礎控除額等を少なくとも29万円まで引き上げる必要があるため、基本額を引上げ。
63年	↓	↓	28万円	↓	—
平成元年	32万円 × n	↓	↓	35万円	基礎控除等の引上げにより、 課税最低限は非課税限度額及び生活保護基準額を上回っており、非課税限度額を引き上げなければならない状況にはない。 しかし、世帯の態様によっては、 課税最低限が非課税限度額を下回る世帯も生じる 場合があるため、 生活保護基準額の引上げに見合った非課税限度額の引上げによって税負担を軽減 する等の理由により、 基本額を引上げ。
2年	34万円 × n	↓	30万円	↓	
3年	↓	+15万円	31万円	↓	基礎控除等の引上げにより、 課税最低限は非課税限度額及び生活保護基準額を上回っており、非課税限度額を引き上げなければならない状況にはない。 しかし、世帯の態様によっては、 課税最低限が非課税限度額を下回る世帯も生じる 場合があるため、 生活保護基準額の引上げに見合った非課税限度額の引上げによって税負担を軽減 する等の理由により、 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を引上げ(※)。

(※)単身者の非課税限度額については、所得税の課税最低限や障害者等の社会的な弱者に対しては別途人的非課税措置が講じられていること等を勘案すると、既に相応の基準にあると考えられることから、家族を有する低所得世帯について特に配慮したもの。

所得割に係る非課税限度額(基本額、加算額)の推移②

未定稿

年度	所得割非課税限度額 (総所得金額等)		基礎控除 (住民税)	基礎控除 (所得税)	非課税限度額における改正の考え方
	基本額	加算額			
平成4年	↓	+19万円	↓	↓	基礎控除等の引上げにより、課税最低限は非課税限度額及び生活保護基準額を上回っており、非課税限度額を引き上げなければならない状況にはない。しかし、世帯の態様によっては、課税最低限が非課税限度額を下回る世帯も生じる場合があるため、生活保護基準額の引上げに見合った非課税限度額の引上げによって税負担を軽減する等の理由により、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を引上げ(※)。
5年	↓	+25万円	↓	↓	非課税限度額が生活保護基準額を上回るよう、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を引上げ(※)。
6年	↓	+30万円	↓	↓	
7年	↓	↓	33万円	38万円	—
10年	35万円 × n	↓	↓	↓	非課税限度額が生活保護基準額を上回るよう、基本額を引上げ
11年	↓	+31万円	↓	↓	非課税限度額が生活保護基準額を上回るよう、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を引上げ(※)。
12年	↓	+32万円	↓	↓	
14年	↓	+36万円	↓	↓	
16年	↓	+35万円	↓	↓	平成15年度における生活保護基準額の引下げを踏まえ、加算額を引き下げ。
18年	↓	+32万円	↓	↓	平成17年度における生活保護基準額の引下げを踏まえ、加算額を引き下げ。
令和2年	↓	↓	↓	最高48万円	—
3年	↓	+10万円 +32万円	最高43万円	↓	給与所得控除の基礎控除への振り替えを踏まえ、加算額を加算
7年	↓	↓	↓	最高95万円	—
8年	↓	↓	↓	最高104万円	—

(※)単身者の非課税限度額については、所得税の課税最低限や障害者等の社会的な弱者に対しては別途人的非課税措置が講じられていること等を勘案すると、既に相応の基準にあると考えられることから、家族を有する低所得世帯について特に配慮したもの。

(参考)個人住民税の概要

○ 個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。

所得割

納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

※指定都市は、市民税8%・道府県民税2%となる。

	税込	納税義務者数
個人住民税	約12兆6,400億円	約5,700万人
(参考)所得税	約21兆2,000億円	約5,500万人

【内訳】市町村 : 約8兆1,900億円(うち、指定都市 約2.4兆円)
都道府県: 約4兆4,500億円

均等割

非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,000円
道府県民税	1,000円

	税込	納税義務者数
個人住民税	約3,000億円	約6,600万人

利子割

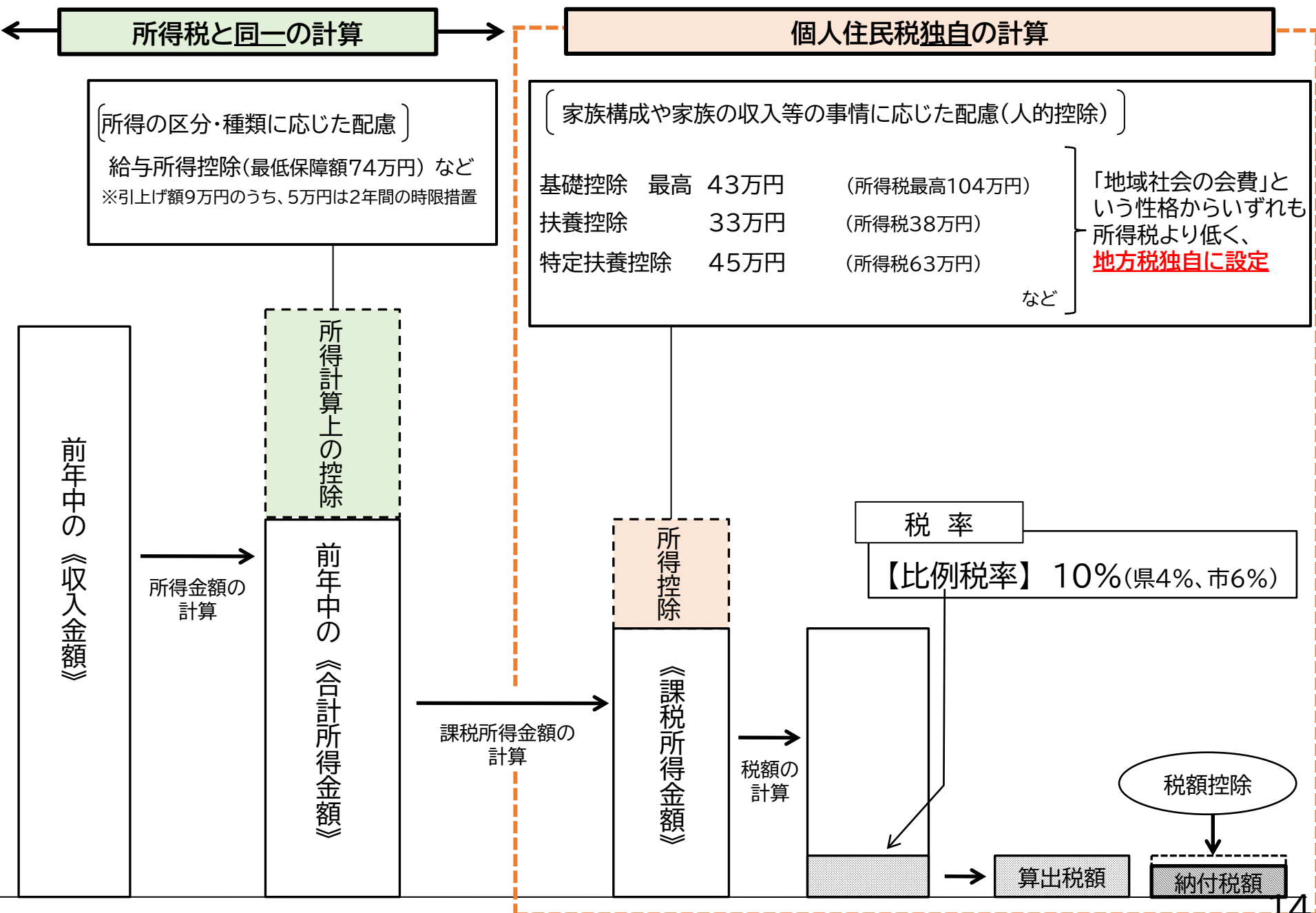
配当割

株式等譲渡所得割

税率5% 税込 約8,400億円

(注) 1. 税込は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに令和6年度決算。 2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和6年度市町村税課税状況等の調」。

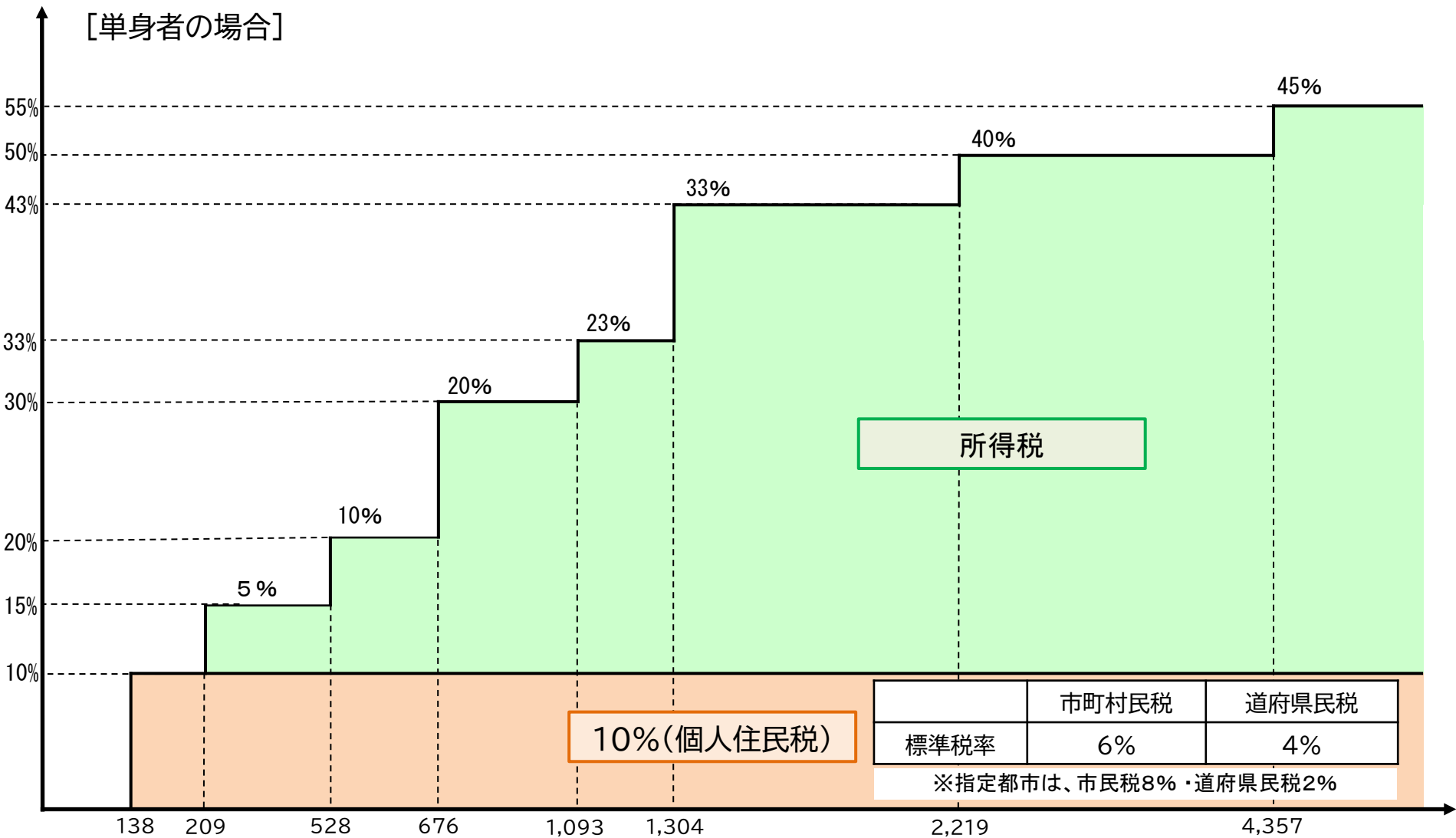
(参考)個人住民税所得割の計算の仕組み(令和8年度税制改正後)



(参考)所得税及び個人住民税の税率等

(限界税率：%)

[単身者の場合]



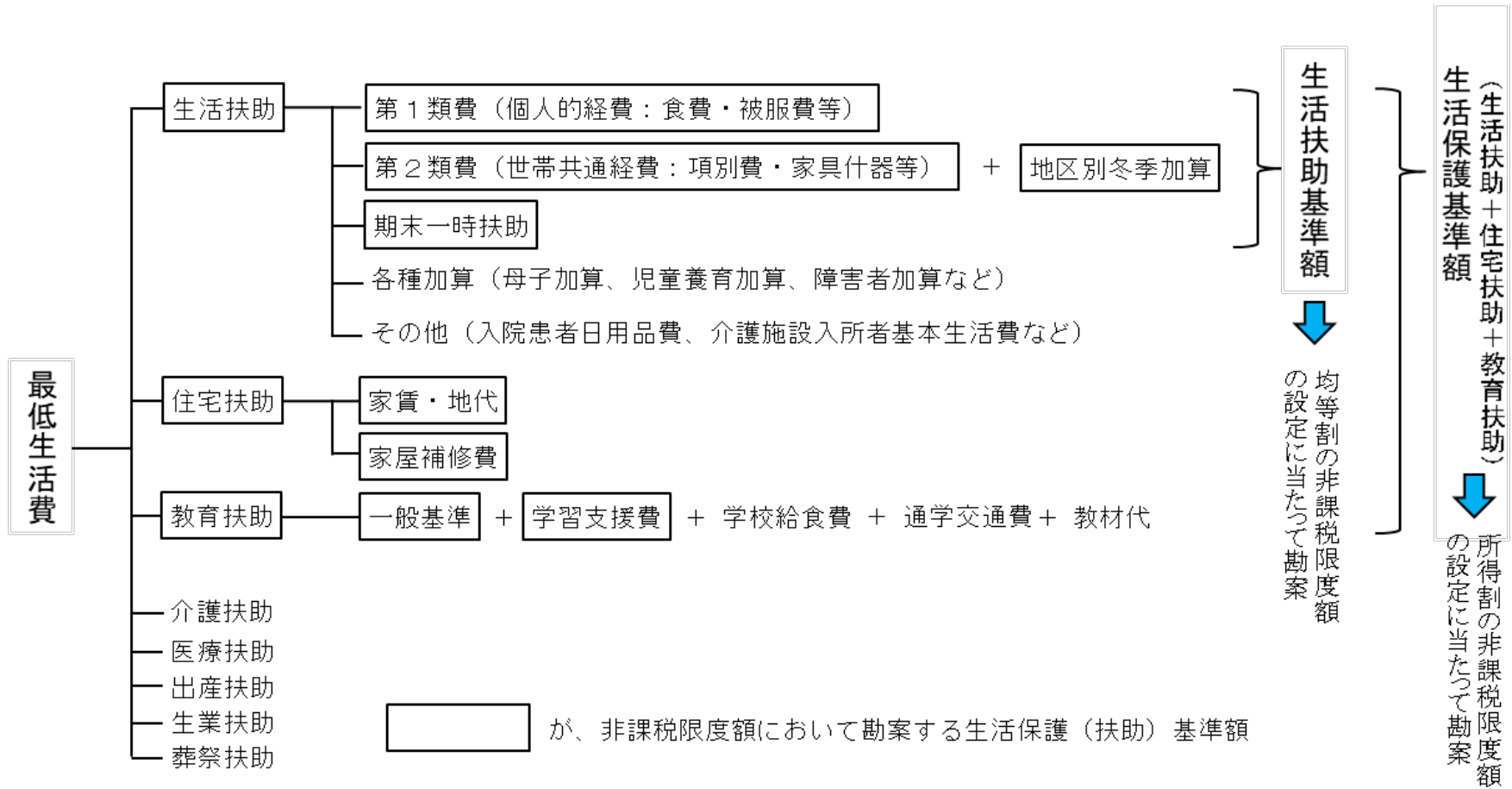
(注1) 単身の給与収入者の場合であり、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注2) 所得税については、令和8年分以後の所得税、個人住民税については令和9年度分以後の個人住民税について計算している。

(給与収入：万円)

(参考)生活保護基準額について

- 所得割非課税限度額における基本額を引き上げる際は、生活保護基準額を判断基準の一つとしているところ。
- 生活保護基準額は、最低生活費のうち「生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助」の合計額を指す。



→ 図のとおり、生活保護基準額に含まれる扶助は食費や光熱水費など、**消費に係る支出**であり、当該支出は**物価による影響を大きく受ける**ものである。

○ 住宅扶助の概要

住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

(1) 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1級地及び2級地		13,000円以内	117,000円以内
3級地		8,000円以内	

(2) 特別基準額

家賃、間代、地代等については、当該費用が上記の額を超えるときは、都道府県、指定都市、中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額(限度額)の範囲内の額とする。

ただし、限度額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定することができる。

$$\text{複数人世帯等の特別基準} = \text{限度額} \times 1.3$$

$$\text{7人以上世帯の特別基準} = \text{限度額} \times 1.3 \times 1.2$$

○ 特別基準額の見直しについて

家賃物価の動向や被保護世帯の支払家賃の実態等を勘案して改定。

<一般基準額と特別基準額との関係> ※特別基準額については、H27から据え置き

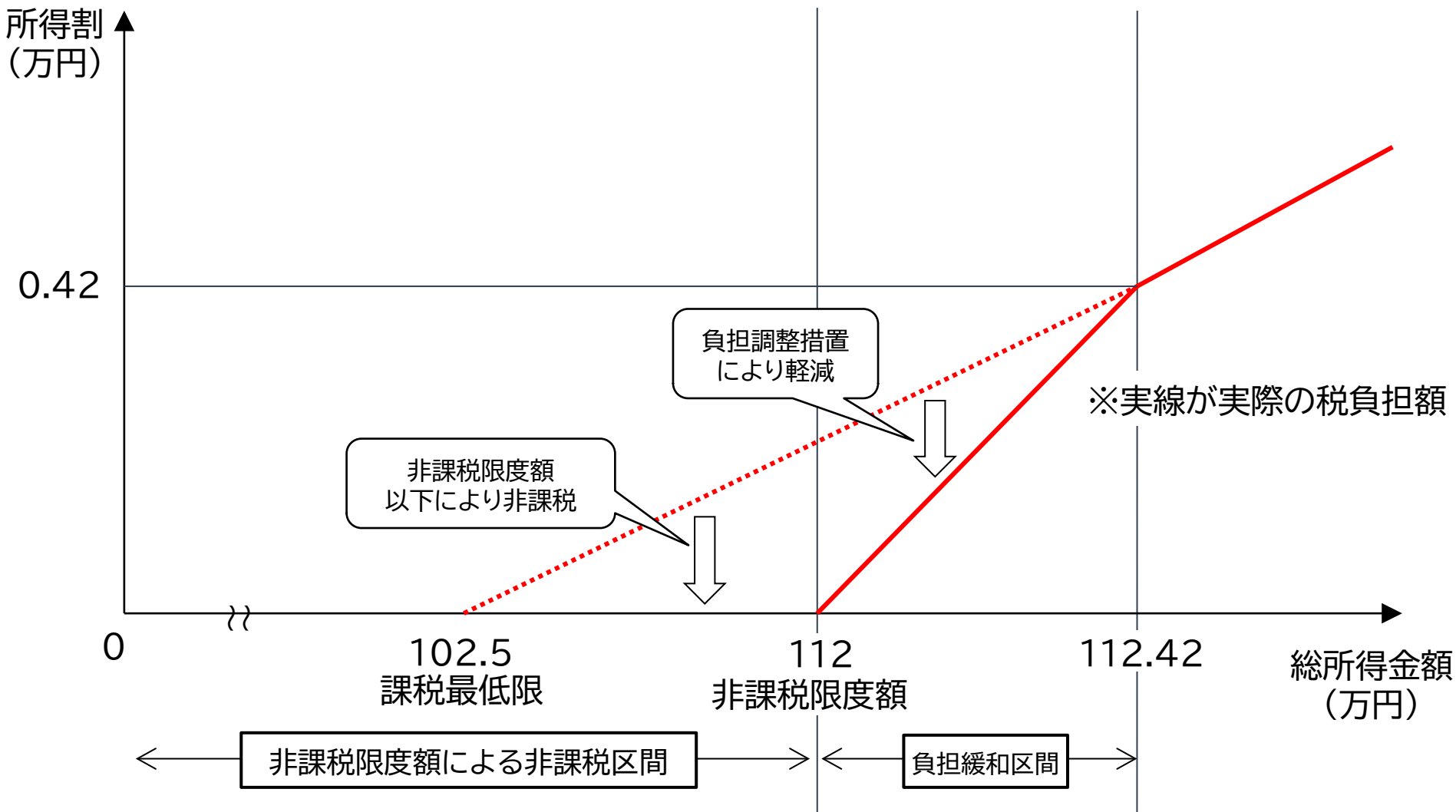
	一般基準額(月額)
1級地及び2級地	13,000円
3級地	8,000円



特別基準額(月額)	該当する主な市町村
【最高額】53,700円	東京都23区、川崎市 他
【最低額】22,000円	富山県射水市 他

(参考)非課税限度額(所得割)のイメージ(令和8年度改正後)

○夫婦世帯の場合



※ 令和9年度分の個人住民税について計算している。

※ 本人の収入は給与収入のみであり、標準的な社会保険料の支払いがあるものとする。

※ 配偶者は本人と生計を一にする合計所得金額62万円以下の配偶者。

(参考)個人住民税の非課税限度額を引き上げた場合の影響

○ 非課税限度額を引き上げた場合、「住民税非課税」等を対象とした給付等の各種制度の対象者や措置額が増加。



- ◆ サービス受給者については、
 - ・ 新たにサービスの対象となる、サービスが手厚くなる。
- ◆ 他方、地方団体にとっては、
 - ・ 各種制度を実施するための費用の総額が増加。
 - ・ 予算規模の小さな地方団体などでは、制度の維持が難しくなり、見直しを余儀なくされるおそれ。

所得割非課税者の増 ⇒ 給付対象や軽減対象が変わるもの

[所得割が非課税となった場合の地方団体の独自制度への影響例]

①高校生奨学給付金

所得割非課税世帯に限定し、
授業料以外の教育費を支援

給付金額

なし → 142,600円/年
(全日制・第一子)等

②子ども医療費

所得割非課税世帯は、
窓口負担額が無料

窓口負担額

300円/回 → 無料

③放課後児童クラブ

所得割非課税世帯に対し、
利用者負担額を軽減

利用者負担額

8,600円/月 → 4,300円/月

④水道料金

所得割非課税世帯の
基本料金を軽減

基本料金

軽減なし → 3分の1軽減



様々な制度や地方団体の行財政運営に影響が及ぶ可能性があり、丁寧な検討が必要

(参考)各社会保障制度における対象者等の基準

- 各社会保障制度においては、当該制度の趣旨・目的に応じて、給付等のサービス対象者を適切に判断するための基準を設定している。
- 基準に税情報を使う場合、課税・非課税の別だけでなく、所得割額や合計所得金額を用いるなど、様々なものが用いられている。

<税情報を用いている国の制度>

I. 税額を参照して負担額等の水準が決まるもの(非課税も含む。)

- ・ 0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料等
- ・ 助産の実施における自己負担
- ・ 障害福祉サービス等における利用の自己負担
- ・ 児童入所施設措置費
- ・ 養護老人ホームの扶養義務者負担 等

II. 課税所得金額を参照して負担額等の水準が決まるもの

- ・ 国民健康保険制度における医療費等の自己負担
- ・ 後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担
- ・ 介護保険制度における介護サービス費の自己負担上限額
- ・ 高等学校等就学支援金制度
- ・ 高等教育の修学支援新制度 等

<税情報を用いている地方独自の制度>

地方の独自事業でも様々な形で税情報を用いており、全国で1万件以上の事業がある。

(基準に用いられる税情報)

- ・ 所得税の所得金額(合計所得金額、各種所得金額、課税総所得金額)
- ・ 所得税額(課税・非課税の別を含む)
- ・ 個人住民税の所得金額(合計所得金額、各種所得金額、課税総所得金額)
- ・ 所得割額(課税・非課税の別を含む)
- ・ 均等割額(課税・非課税の別を含む) 等

3. 令和7年度・令和8年度税制改正

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(令和6年11月22日・閣議決定)【抜粋】

(今後の取組)

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。また、「ガソリン減税(いわゆる暫定税率の廃止を含む)」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る。これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る。

自由民主党・公明党・国民民主党 3党幹事長合意(令和6年12月11日)

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

自由民主党・公明党・国民民主党 3党幹事長確認書(令和6年12月20日)

自民党、公明党及び国民民主党は、三党の幹事長間で12月11日に合意した内容の実現に向け、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

「年収の壁」の見直しに関する地方団体の意見

<指定都市市長会 「年収の壁」の見直しについて（指定都市市長会意見表明）（令和6年11月18日）>

（前略）全国の人口の約2割を占める指定都市においては、約8,000億円の非常に大きな減収が見込まれるため、強い危機感を持っています。更には、所得情報を活用する社会保障制度への影響も懸念されます。（略）

そのため、この見直しを進めるにあたっては、税や社会保険料など国民の義務的負担の公平なあり方についての十分な議論を通じて、代替となる財源を確保し、住民に必要な基礎的行政サービスを提供するための基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう強く求めます。

<全国市長会 「103万円の壁」の見直しについて（令和6年11月21日）>

（前略）仮に基礎控除額を国・地方において75万円ずつ引き上げた場合、（略）地方自治体の基幹税である個人住民税において年間4兆円の減収が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税の減として、約1兆円が見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が懸念されている。

（前略）「103万円の壁」の見直しの検討にあたっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう慎重な議論を行うよう強く求める。

<全国町村議会議長会 「年収103万円の壁」の見直し等に関する緊急要望（令和6年11月21日）>

「年収103万円の壁」の見直しは、国民の手取りの増加などの効果が期待される一方、社会保険制度との関係、所得税と住民税の役割、地方税財源への影響など、整理すべき課題も多岐にわたるものである。（略）

（前略）人口減少・少子高齢化の進行が著しく、財政基盤が脆弱な町村においては、個人住民税及び地方交付税は、教育や子育て支援など基礎的行政サービスの提供を安定的に支える極めて重要な財源となっている。

よって、国において基礎控除額の引き上げを検討する場合には、町村財政に影響を及ぼさない制度を設計するとともに、安定的な住民サービスの提供に支障が生じないよう、町村の声を聞きながら丁寧な議論を行うことを求める。

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

1.成長型経済への移行

(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数(総合)は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。

また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する。

さらに、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円とする。

以上については、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年から適用する。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとし、令和8年度分の個人住民税から適用する。

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の考え方や給付と負担のバランスの安定性確保の重要性等も踏まえ、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移

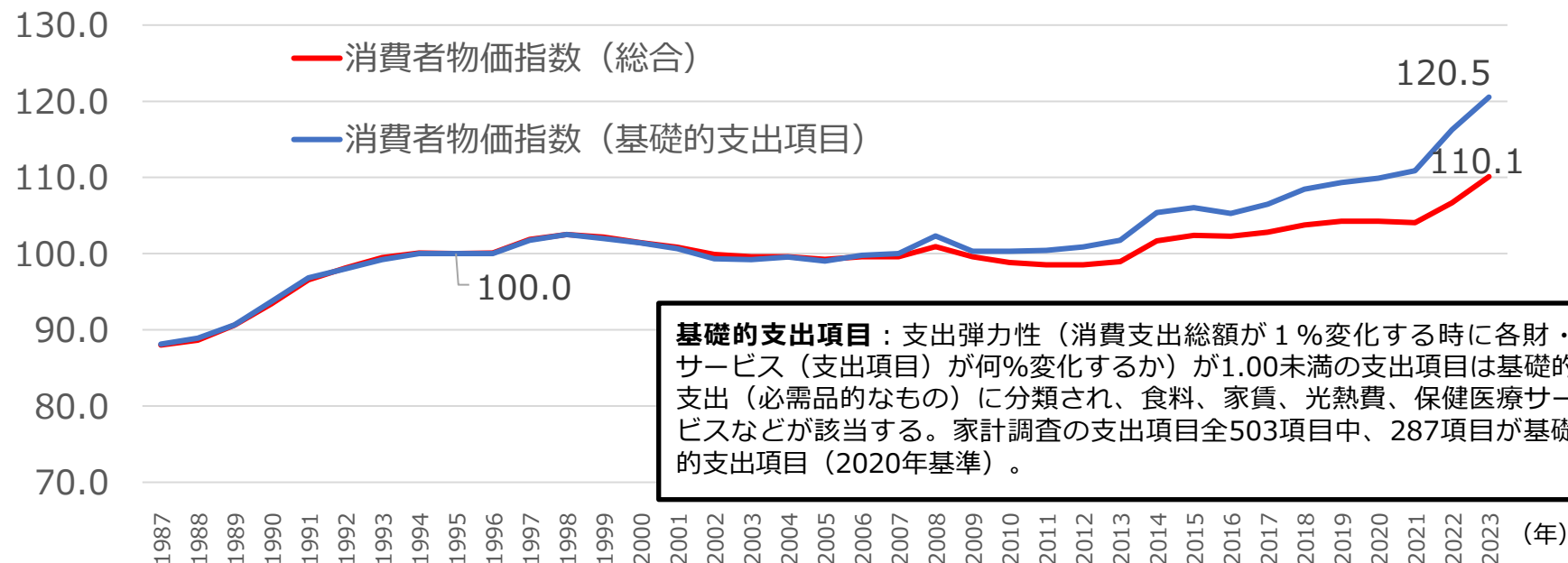
〔令和7年度税制改正の議論〕

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年12月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

【消費者物価指数の推移】

(1995年=100)



(出所) 総務省

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設（令和7年度改正）

基礎控除等の引上げ

基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応するため、

- ・ **基礎控除**：48万円から**10万円引き上げ**、58万円に ※物価上昇を勘案し20%の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から**10万円引き上げ**、65万円に

基礎控除の上乗せ特例

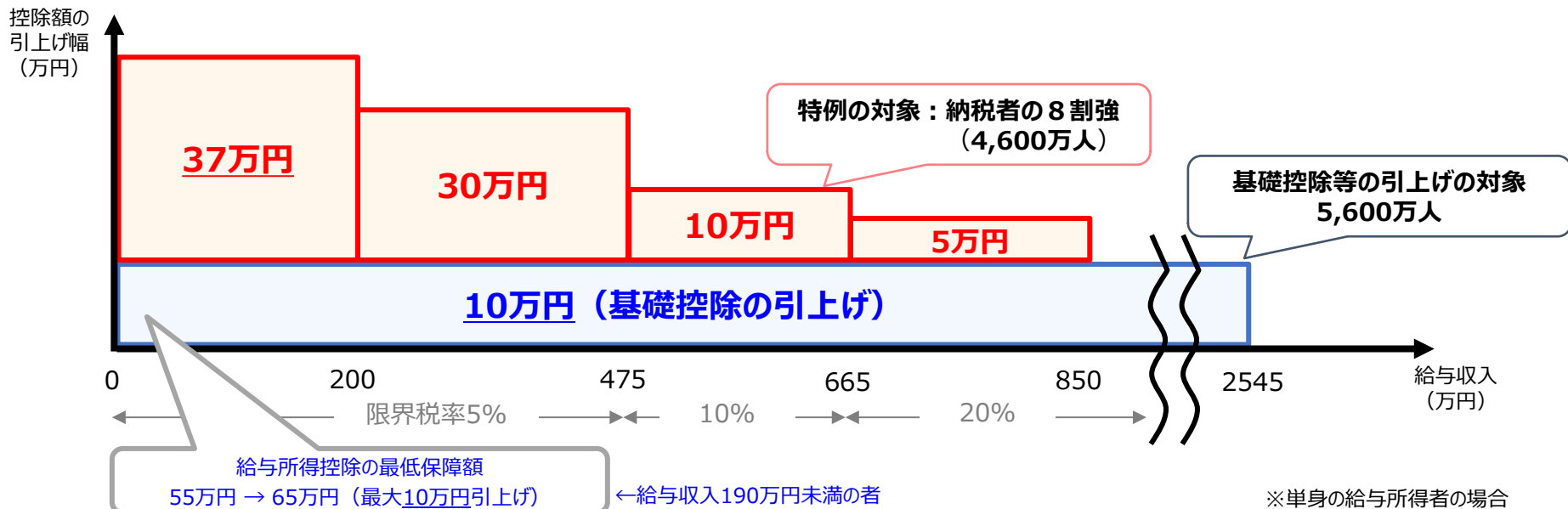
1. 低所得者層の税負担への配慮

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、恒久的な措置として、**37万円の上乗せ**

2. 中所得者層を含めた税負担軽減

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、令和7・8年限りの措置として、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

課税最低限：**103万円から160万円に引上げ**



物価上昇局面における控除額

- 所得税については、基礎控除等の控除額が定額であることから、物価上昇局面において控除額の実質価値が減少する。そのため、控除額の物価に連動した調整が必要。

令和7年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）附則

（所得税の抜本的な改革に係る措置）

- 第81条** 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、**所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。**

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																																
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円																																
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																																
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																																
④扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																																
非課税ライン (単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td> <td>45万円</td> <td>(変更なし)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ +10万円</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td></td> <td>110万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前		改正後	基本額等	45万円	(変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	100万円		110万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>→ +47万円</td> <td>95万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ +10万円</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td></td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前		改正後	基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	103万円		160万円
		改正前		改正後																														
基本額等	45万円	(変更なし)	45万円																															
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																															
計	100万円		110万円																															
	改正前		改正後																															
基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円																															
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																															
計	103万円		160万円																															
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用	※給与収入200万円相当以下の場合																																
減収見込額	平年度：750億円程度	平年度：12,040億円程度																																

いわゆる「103万円の壁」の見直しに係る地方団体からの要望

<全国知事会「令和8年度税財政等に関する提案(抄)」(令和7年11月)>

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

1 地方一般財源総額の増額確保・充実

(前略)

なお、いわゆる「103万円の壁」の更なる見直しについては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税の原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すべきである。

IV 税制抜本改革の推進等

3 個人住民税の充実確保等

(前略)

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

<全国市長会「令和8年度 都市税制改正に関する意見(抄)」(令和7年8月)>

9 都市税財源の充実強化

(1) 個人所得課税

① 所得税・個人住民税の基礎控除をはじめとする各種控除等の見直しについては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

<全国町村会「令和8年度税制改正に関する要望(抄)」(令和7年10月)>

3. 個人住民税の充実確保等

(2) 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保すること。

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

1. 物価高への対応

(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

② 「3党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を昨年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げる。

具体的には、上記①による基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

- ・ 基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる。

さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げる。

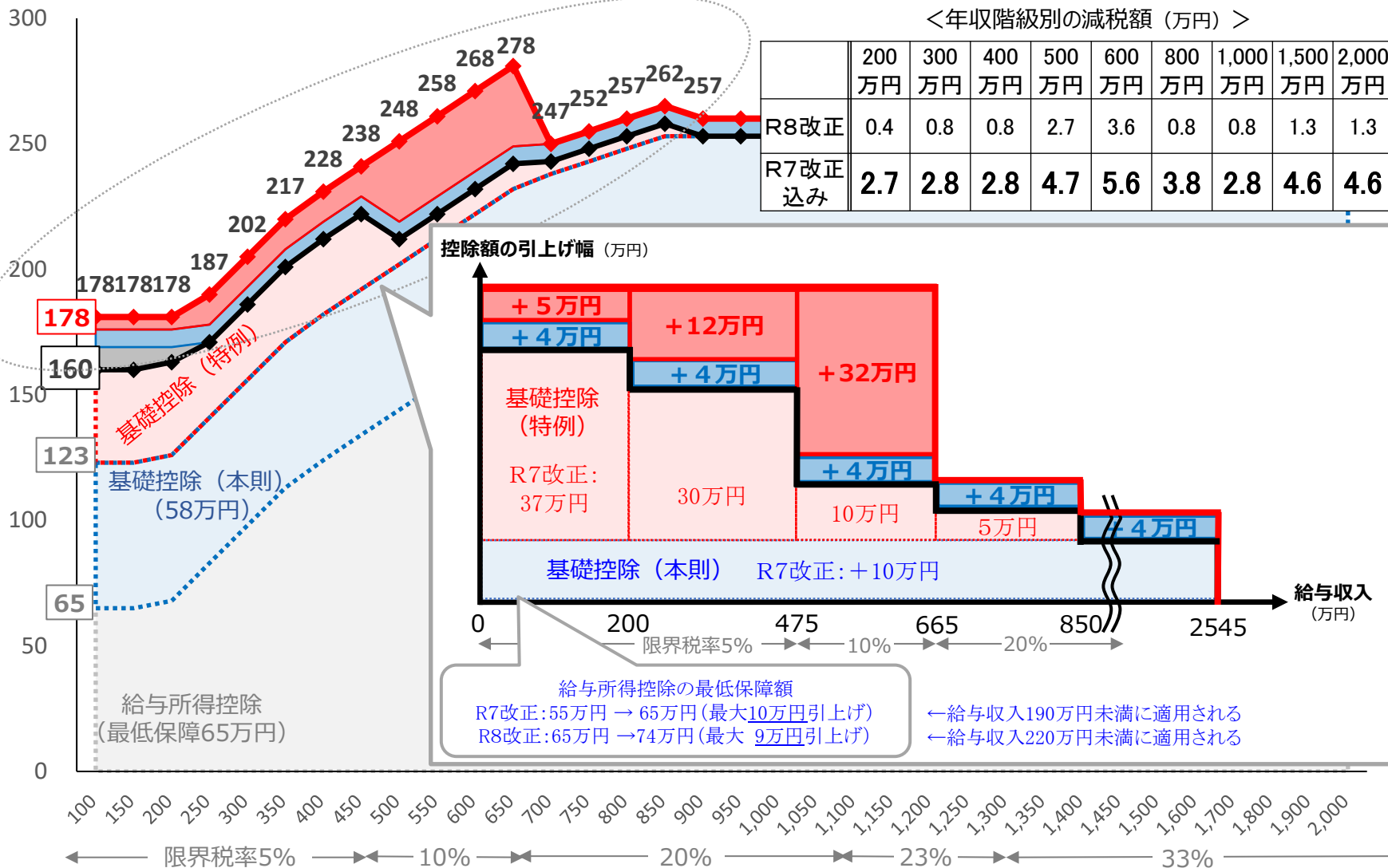
この②の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記①の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。

以上①及び②については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとし、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

これらにより、全ての納税者の「所得税の負担開始水準」(「基礎控除」及び「給与所得控除」の合計額)は178万円以上となる。

基礎控除等の引上げ(令和8年度改正)



(注) 単身世帯として計算。

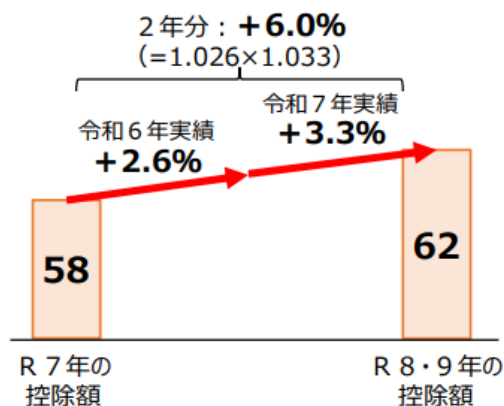
【見直しルールの基本的考え方】

▶ 基礎控除の本則（現行58万円）：見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI（総合）上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始（X年度税制改正の内容はX年の年末調整から）。

▶ 給与所得控除の最低保障額（現行65万円）：基礎控除と同様。

※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするとともに、見直し初年は年末調整で対応する。

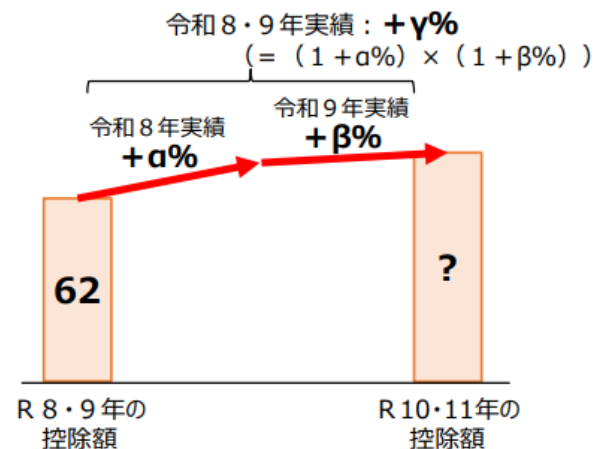
【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、

- 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

【令和10年度税制改正】



令和10年度税制改正では、

- 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

<衆議院本会議 議事録(抜粋)(令和8年3月5日)>

○田中健議員(質疑)

(前略)基礎控除の物価連動を二年ごととする仕組みも一歩前進です。しかし、急激な物価上昇局面では、実質負担増が先行をいたします。年次見直し、あるいは一定の物価上昇率を超えた場合の自動改定を検討すべきではありませんか。これも片山大臣の考えを伺いたいと思います。(後略)

○片山さつき財務大臣(答弁)

(前略)次に、基礎控除の物価連動についてお尋ねがありました。

所得税の基礎控除等については、令和八年度与党税制改正大綱において、今後、二年ごとに物価の上昇率に連動して見直すことを基本とするルールを定めておりますが、この二年という頻度は、物価上昇の動向をできるだけ早期に反映させることが望ましい一方で、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮する必要があり、これらのバランスを踏まえ設定したものです。

御提案の急激な物価上昇局面における対応については、こうした事務負担の観点も踏まえる必要があるものと考えております。(後略)

令和8年度税制改正における個人住民税の対応

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：65万円 → <u>改正後：74万円</u> ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前：最高95万円 → <u>改正後：最高104万円</u> 〔給与収入200万円相当以下〕 〔給与収入665万円相当以下〕 ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置
③扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：58万円 → <u>改正後：62万円</u>
④ひとり親控除の見直し	改正前:30万円 → <u>改正後:33万円</u> ※令和10年度分から適用	改正前：35万円 → <u>改正後：38万円</u> ※令和9年分所得から適用
非課税ライン (単身者の場合)	R7改正前 R8改正前 R8改正後	R7改正前 R8改正前 R8改正後
	基本額等 45万円 (変更なし) 45万円 (変更なし) 45万円 給与所得控除 55万円 $\xrightarrow{+10万円}$ <u>65万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>74万円</u> 計 100万円 110万円 119万円	基礎控除 48万円 $\xrightarrow{+47万円}$ <u>95万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>104万円</u> 給与所得控除 55万円 $\xrightarrow{+10万円}$ <u>65万円</u> $\xrightarrow{+9万円}$ <u>74万円</u> 計 103万円 160万円 178万円
減収見込み額	平年度:838億円程度	平年度:6,690億円程度

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

非課税ライン(単身者)

個人住民税

課税最低限

いずれか高い方が適用

非課税限度額
(住民税独自)

現行

見直し後

基礎控除	43万円	(変更なし)	43万円
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	108万円 (127万円)		<u>117万円</u> (138万円)

※括弧内の数値は社会
保険料控除を含むもの。

基本額等	45万円	(変更なし)	45万円
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	110万円		<u>119万円</u>

所得税

課税最低限

現行

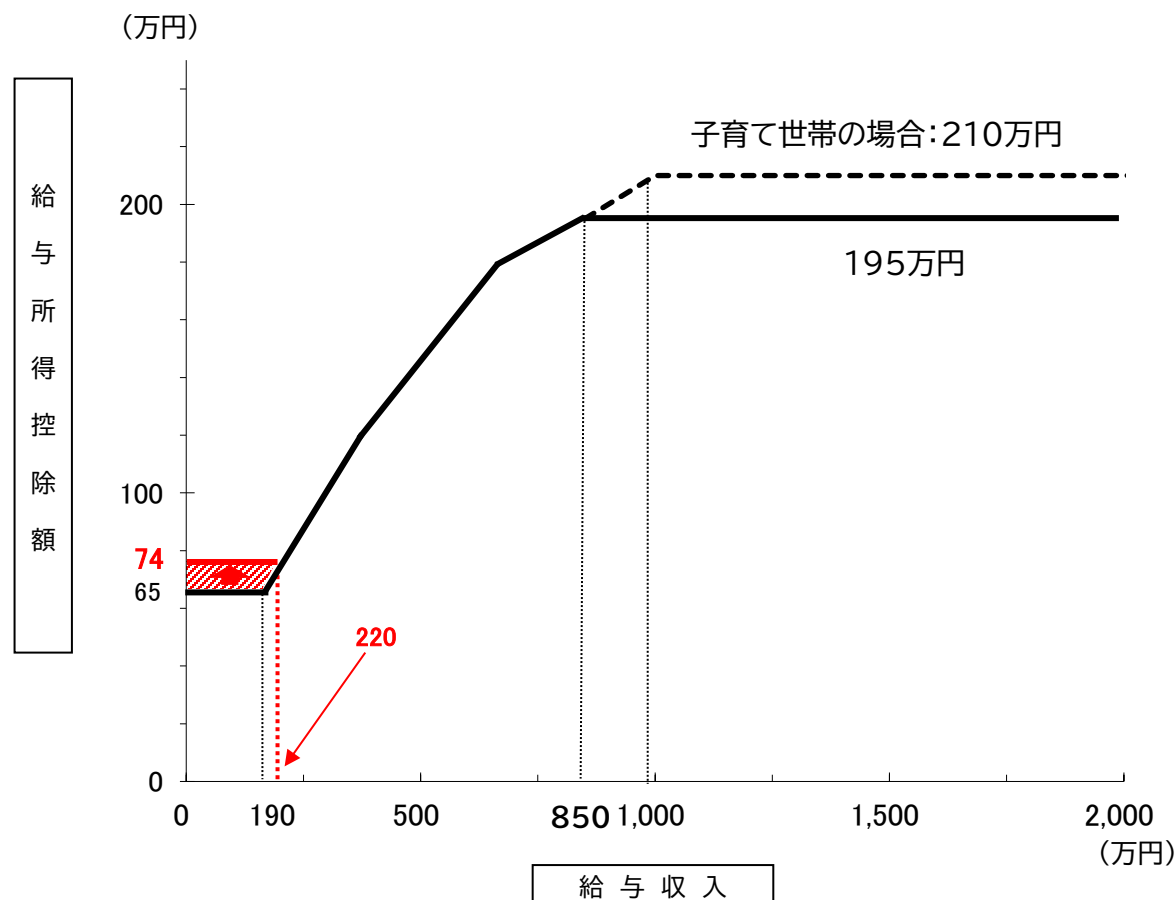
見直し後

基礎控除	95万円	➡ +9万円	<u>104万円</u>
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	<u>160万円</u> (188万円)		<u>178万円</u> (209万円)

※括弧内の数値は社会
保険料控除を含むもの。

(参考)給与所得控除の見直し(令和8年度税制改正)

- 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨。
 - 「税制の抜本の見直しについての答申」(政府税制調査会 昭和61年10月)
- 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は65万円と所得税と同一。
- 個人住民税については、令和8年分所得に係る令和9年度分から適用。



給与所得控除額(改正後)

最低保障額: 65万円 → **74万円**

〔 引上げ額9万円のうち、
5万円は2年間の時限措置 〕

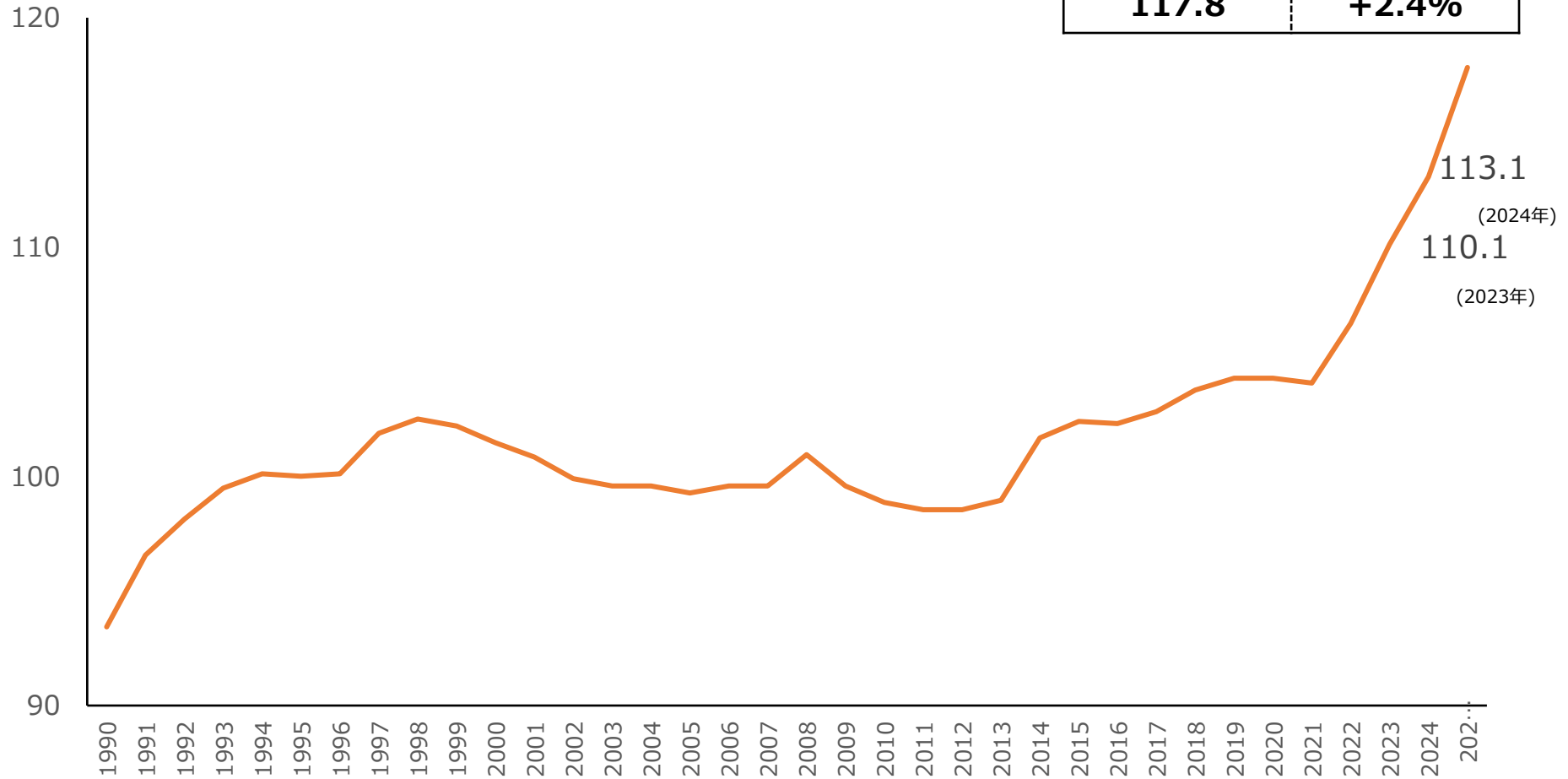
給与収入	控除額
360万円以下	収入金額×30%+8万円
660万円以下	収入金額×20%+44万円
850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

(参考)消費者物価指数(総合)の推移

<2025年12月の数値>

	前年同月比
117.8	+2.4%

(1995年=100)



(出所) 総務省統計局 消費者物価指数 2020年基準長期時系列データ